

広島県告示第196号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和6年2月29日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	愛媛県西条市北条 962 番地 59 株式会社ガルバ興業 代表取締役 菊川 美仁
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市沼田西町小原 73 番地 46 号 株式会社ガルバ興業 三原工場

2 申請の内容

63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する廃ガス洗浄施設2基、65 酸又はアルカリによる表面処理施設2基の使用の方法を変更する。また、汚水等処理施設1基における汚水等の汚染状態を変更するとともに、排水口1基の排出水の汚染状態を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)変更

		変更前	変更後
種 類		63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (スクラバーNo. 1)	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	着手後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	完成後直ちに

使用の方法	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水状態	カドミウム及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	0

(その2)変更

		変更前		変更後		
種 類		63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (スクラバーNo. 2)				
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	—		着手後直ちに		
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに		
使用の方法	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水状態	カドミウム及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	0

(その3)変更

		変更前		変更後	
種 類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (前処理施設)			
工期	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	—		着手後直ちに	

等	使用開始予定年月日			—		完成後直ちに	
	項目			通常	最大	通常	最大
使用の方法	排出される汚水の状態	カドミウム及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	0.3	0.5

(その4)変更

				変更前		変更後	
種 類				65 酸又はアルカリによる表面処理施設（ふかし施設）			
工期等	工事着手予定年月日			—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			—		着手後直ちに	
	使用開始予定年月日			—		完成後直ちに	
使用の方法	項目			通常	最大	通常	最大
	排出される汚水の状態	カドミウム及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	0.3	0.5

(2) 汚水等の処理の方法

(その1)変更

		変更前		変更後	
種 類		排水処理装置			

工期等	工事着手予定年月日		—				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		—				着手後直ちに			
	使用開始予定年月日		—				完成後直ちに			
使用の方法	処理前処理後の汚水等の汚染状況	項目	処理前		処理後		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		カドミウム及びその化合物	(単位：mg/L)	—	—	—	—	0.3	0.5	ND

(3) 排出水の汚染状態

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
NO. 1 排水口	カドミウム及びその化合物 (単位：mg/L)	—	—	ND	0.03

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年2月29日から令和6年3月21日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課